

# 南中学校いじめ防止基本方針

高浜市立南中学校

## 1 いじめ防止の基本的な考え方

- ・いじめは、どの子にも、本校においても起こり得るという認識に立って、未然防止、早期発見早期対応に取り組む。
- ・生徒の生命や身体に重大な危険が生じる恐れ（暴力、恐喝、強要等）のある場合、関係諸機関（市教委、警察署、児童相談センター）と速やかな連携を取り解決を図る。

## 2 いじめの定義

- ・「当該生徒と一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受け、精神的・肉体的な苦痛を感じているもの」と定義し、いじめられた生徒の立場に立つ。

## 3 いじめ防止に向けた主な取組

「自立した大人になるための基盤」を身に付ける活動を展開し、自分の将来を見据えさせ、それに向けて、他者と高め合いながら自己を成長させていく生徒を育てることを軸に考えていく。

### (1) 未然防止のための取組

#### ① 学習規律の確立

- ・規律のある学校では、「いじめ」は起きにくい。全教科、全職員が学校教育のあらゆる場面で生徒に「南中学習スタンダード」を身に付けさせる指導を行い、生徒が安心して学べる学習環境、生活環境をつくる。
- ・「学び合い」活動を充実させ、仲間と共に学ぶことの達成感や充実感を感じさせるとともに、将来の自立した学びにつなげていく。

#### ② 心を育てる指導の充実

- ・学級が生徒たちにとって、かけがえのない居場所となるよう、一人一人の個性を生かしながら、級訓を核にした学級づくりを行う。
- ・学校生活の様々な集団活動の中で、計画・運営・評価の過程を経験させ、課題を発見、解決する力を育むとともに、リーダーやフォロワーを育てる。それにより、集団への帰属意識や自己有用感を高め、いじめを止める、見過ごさない集団を育てる。
- ・道徳教育を充実させ、人権週間等の機会を生かして「心」の育成に計画的に取り組む。

#### ③ いじめ防止に向けた研修、講演会の実施

- ア まちづくり協議会と連携し、いじめ不登校、虐待等の防止に関わる研修や相談のための講師を招聘する。
  - ・1年生を対象に、愛知県弁護士会主催の「いじめ予防出張授業」を利用し、「いじめが人権を著しく侵害する行為であること」や「いじめの四層構造を理解して加害者にも被害者にも傍観者にもならないこと」等を指導する。
- イ 外部機関を活用し情報モラル教育を充実させる。
  - ・愛知県警察あるいは碧南警察署より講師を招聘し、3年生を対象に「非行防止教室」を実施し、インターネット犯罪やコミュニティーサイトの危険性を含めた、様々な犯罪に関わる危険性を学習する機会をもつ。
  - ・懇談会を通して、保護者、生徒に携帯電話やスマートフォンの管理の必要性について啓発する。

## (2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

### ① 早期発見の取組

- ・ 日常の生徒観察、南中ノートへの記述や定期相談活動を通して、いじめの早期発見をする。
- ・ 年間2回（6月、11月実施）生活アンケートを生徒、保護者を対象に実施し、早期発見に努め、記述については生徒指導主事、管理職にも報告し、全職員で情報共有する。
- ・ 生徒や保護者との面談を定期的に行う。

### ② 早期対応の取組

- ・ 生徒観察、南中ノート、生活アンケートにより発見した事案は、速やかに情報を収集し、保護者とも積極的に情報交換しながら速やかに対応する。
- ・ 緊急性、重大性のある事案については、いじめ不登校対策委員会を招集し協議・対応する。

## 4 いじめに対する措置

### (1) 措置の流れ

#### ① 正確な実態把握

- ・ 当事者、保護者からの聞き取り、周辺生徒の聞き取りを実施し、全体像の正確で迅速な把握に取り組む。

#### ② 指導方針、指導体制の決定

- ・ いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・ 指導方針、指導体制について、関係職員が協議し、被害生徒の保護者に知らせる。

#### ③ 生徒への指導と支援並びに保護者との連携

- ・ いじめをしている生徒へ指導し、その保護者には事実の経過や指導経過の説明と今後の家庭での指導支援を依頼する。
- ・ 指導結果を被害生徒の保護者へ報告連絡する。
- ・ いじめが解消したと見られる場合も、生徒観察と必要な指導支援を継続的に行う。

#### ④ その他

- ・ 生徒の安全確保のため、必要に応じて教職員の巡視体制を整備する。
- ・ 教師による指導成果が得られない事案や暴行や恐喝等の犯罪に当たる事案については、高浜市教育委員会の指導を受けるとともに、碧南警察署生活安全課少年係、刈谷児童相談センター等の外部機関と連携し対応する。
- ・ スクールカウンセラー、スーパーバイザーの派遣等、市教育委員会と連携し対応する。

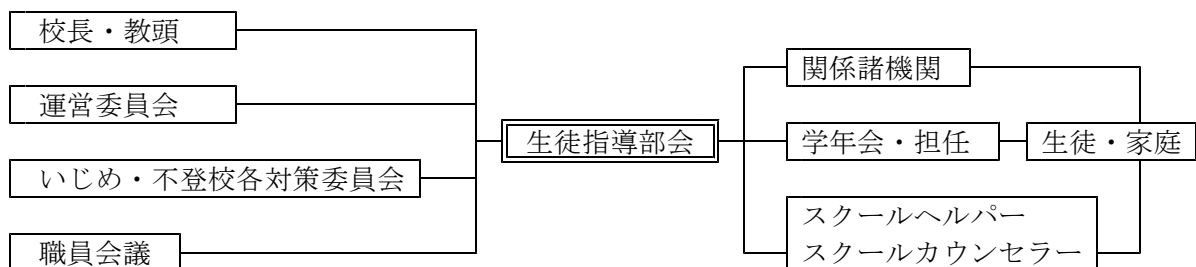
## 5 いじめ防止対策の校内組織

### (1) いじめ対策委員会

構成 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、保健主事、学年主任  
特別支援教育コーディネーター、進路指導主事、養護教諭、該当生徒担任  
該当学年生徒指導担当、スクールカウンセラー

毎月1回開催し、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認を行う他、以下の役割を担う。

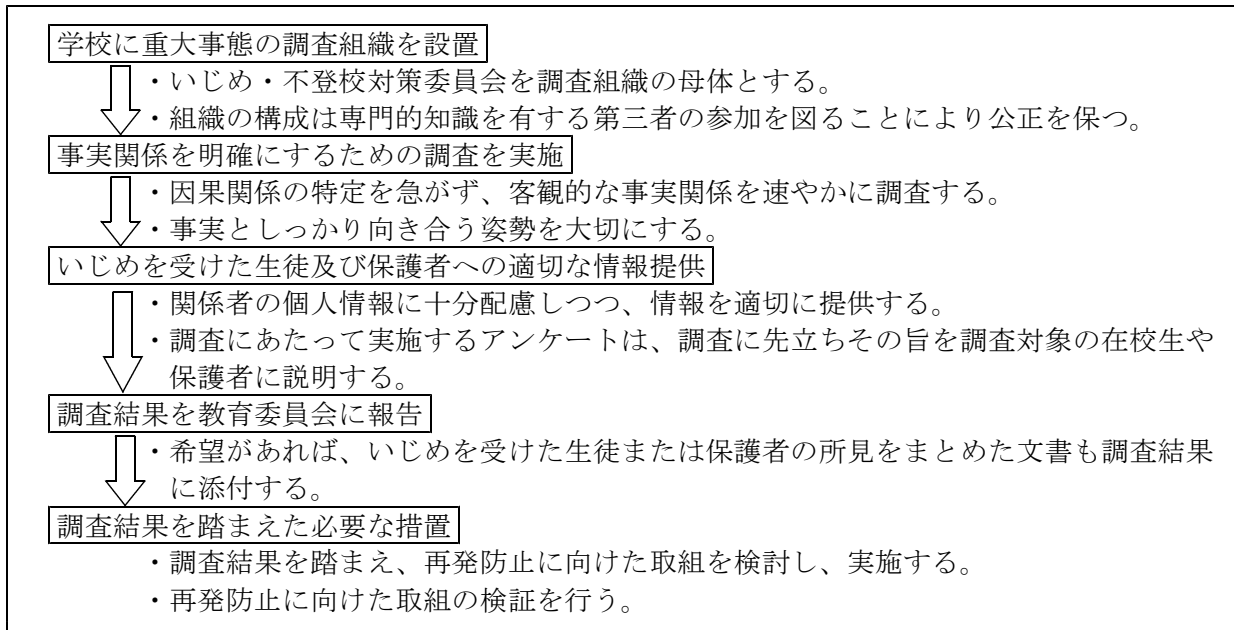
- ① いじめに対する指導方針、指導体制の検討と措置
- ② 教職員への共通理解と研修計画の立案
- ③ 生徒、保護者、地域に対する情報発信と啓発



## 6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

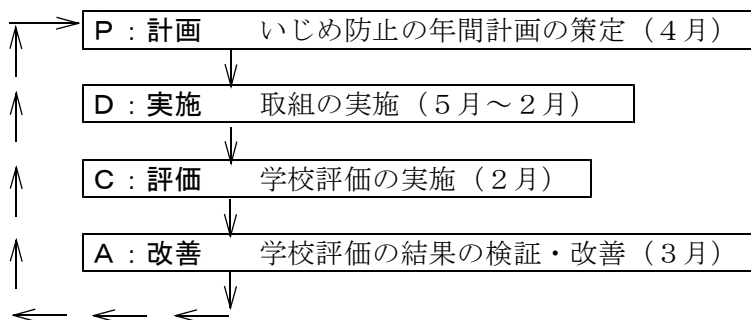
### 【重大事態の対応フロー図】



- (2) 学校だけで解決できない事案に対しては、教育委員会に要請し「高浜市いじめ問題対策連絡協議会」にかける。
- ・重大事態の報告
  - ・事実関係を明確にするための調査の実施
  - ・調査結果の提供及び報告

## 7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。



- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回(7月、12月)実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 8 年間指導計画

	いじめ・不登校 対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域 との連携
4月	○学校いじめ防止基本方針の確認	○相談室やＳＣについて 生徒、保護者への周知 ○学級づくり ○保健指導	○いじめ相談窓口の生徒、 保護者への周知 ○身体測定	
5月		○オリエンテーション合 宿（１年）		○学校関係者評価委員会 ○市民一斉清掃
6月		○職場体験（２年） ○修学旅行（３年） ○いじめ防止教室（１年） ○部活動決意表明式	○生活アンケート ○教育相談	○資源回収
7月	○教職員への学校評価ア ンケート（前期）	○碧南高浜地区予選会 ○学校保健委員会	○生徒への学校評価アン ケート（前期）	○保護者への学校評価ア ンケート（前期） ○三者懇談会 ○警察、ＰＴＡとの市内 合同巡視
8月				
9月		○体育大会		○市防災訓練 ○学校関係者評価委員会
10月		○薬物乱用防止教室（２ 年）		○資源回収
11月		○南中祭（合唱コンクー ル） ○非行防止教室（３年）	○生活アンケート ○教育相談	○南中支援者交流会
12月	○教職員への学校評価ア ンケート（後期）	○人権週間	○生徒への学校評価アン ケート（後期）	○保護者への学校評価ア ンケート（後期）
1月				○入学説明会
2月	○学校評価により検証し、 「学校いじめ基本方針」 を見直す。	○スキー合宿（２年） ○３年生を送る会		○学校関係者評価委員会
3月			○教育相談	
通 年	○校内のいじめに関する 情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる面談 ○生活の様子の観察 ○南中ノートを活用	○街路樹ボランティア ○ドライブスルーな資源 回収

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。  
 ※学校行事等の変更、中止については、学年便りに詳細を記載する。